

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 17 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター院長

田中 伸幸

1 調達内容

(1) 調達役務等件名

構内保安警備・案内及び連絡業務、電話交換業務

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

(4) 入札方法

第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行う。

- ① 入札金額については、日本円により、契約に要する一切諸経費を織り込んだ上で単価を提示すること。
- ② 第一交渉権者に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって第一交渉権者の決定価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第 5 条の規定に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ④ 独立行政法人国立病院機構反社会勢力への対応に関する規定（平成 27 年規定第 63 号）第 2 条各号に掲げる者

(2) 契約細則第 6 条に該当しない者であること。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合を

した者

- ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- ④ 監査又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑧ 前各号に類する行為を行った者

(3) 次の事項に該当する者は競争に参加させないことがある。

- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ② 経営状況又は信用度が極端に悪化している者

(4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の、B、C 又は D 等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒755-0241 山口県宇部市東岐波 685 番地

独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター 事務部企画課 業務班長 岡部 圭祐
電話 0836-58-2150（内線 7728）

(2) 入札説明書の交付方法

上記の場所において随時交付する。

メールにて希望する者は以下のメールアドレスに交付を依頼するメールを送付すること。

送信メール件名：

【山口宇部医療（担当：岡部）】構内保安警備業務等請負入札説明書の送付について

メールアドレス：512-kikakuka●mail.hosp.go.jp

※(注意)迷惑メール対策のため、「@(記号のアットマーク)」を「●」と表示しています。

(3) 入札書の受領期限

令和 8 年 8 月 27 日 17:00

(4) 開札の日時及び場所

令和 8 年 8 月 28 日 10:30 院内小会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約交渉権者の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を第一交渉権者とする。

ただし、契約交渉権者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を第一交渉権者とすることがある。

(7) 契約価格の決定

契約価格は交渉権者との交渉により決定する。

(8) 詳細は入札説明書による。